

**【仮称】羽村健康スポーツクラブ (H・S・C) イメージ**

- NPO 法人 羽村市 体育協会 その他団体 → 指導依頼 / ← 指導者派遣
- 学校 PTA → 子どもたちの居場所づくり / ← 施設の提供など
- 指定商店 → 物品の調達 会員の買物、飲食 / ← 会員特典、クラブ援助
- 町内会・自治会 → 事業協力 / ← 施設(会館など)の利用
- 青少年対策 地区 委員会 → 事業連携、協力

**スポーツ・スクール**

- 施設使用料の減額
- 会場の安定確保
- 多種目を体験できる
- 身近な場所で活動できる
- 気軽に参加できる

**スポーツ・イベント**

- 会員以外も対象にする

**会員の交流**

- コミュニケーションの場
- ここで新たなアイデアが生まれることも

- ・バドミントン
- ・卓球
- ・インディアカ
- ・ソフトテニス
- ・成人・子どもの体操
- ・アウトドア・スポーツ
- ・アクア&スイム
- ・ヨガ
- ・子どものスポーツ天国
- ・バランスボール
- ・スポーツちゃんばら
- ・スポーツ吹き矢
- ・フィールドゴルフなど

- ・ウォーキング
- ・親子スケート教室
- ・お楽しみスキー教室
- ・スポーツ講演会
- ・春、秋のハイキングなど
- ・各種大会など

- ・花火大会
- ・バーベキュー
- ・クリスマス会
- ・市民祭りへの参加
- ・スポーツ観戦ツアー
- ・温泉、グルメツアーなど

**連絡先・問合せ** スポーツセンター ☎ 555-10033

市民の皆さんが、いつでも手軽にスポーツ活動を楽しみ、また、市民自らが運営する「総合型地域スポーツクラブ」(子どもから高齢者までが、さまざまなスポーツ活動を楽しむ新しいタイプのスポーツクラブ)の設立に向けて準備を進めています。

運営などに協力していただける方を募集しています。

羽村市総合型地域スポーツクラブの設立準備を始めています  
クラブの運営に協力していただける方を募集します

## 障害者自立支援法円滑化のための特別対策について

障害者自立支援法の着実な定着を図るため、3年後の見直しまでの措置として4月から制度の一部が改正されました。利用者負担の軽減に該当する方で、まだ手続きをしていない方は早めに申請してください。

### ◆利用者負担の更なる軽減（平成19年度、平成20年度）◆

#### 1. 通所施設・在宅サービス利用者に対する負担上限月額額の軽減

改正前		改正後（平成19年4月1日）	
所得区分	負担上限月額	該当要件	負担上限月額
市民税課税世帯	37,200円	課税世帯のうち下記に該当しない場合	37,200円
		課税世帯のうち次の要件をすべて満たす場合 ①市民税所得割の世帯合計額10万円未満 ②資産(預貯金)単身500万円以下、家族同居1,000万円以下 ③一定の不動産(家族が居住する不動産など)以外の固定資産を有しない	9,300円
低所得2 市民税非課税世帯 (低所得1以外)	24,600円	低所得2のうち下記に該当しない場合	24,600円
		低所得2のうち次の要件をすべて満たす場合 ①資産(預貯金)単身500万円以下、家族同居1,000万円以下 ②一定の不動産(家族が居住する不動産など)以外の固定資産を有しない	通所のみ利用 6,150円 3,750円
低所得1 市民税非課税世帯 (本人収入80万円以下)	15,000円	低所得1のうち下記に該当しない場合	15,000円
		低所得1のうち次の要件をすべて満たす場合 ①資産(預貯金)単身500万円以下、家族同居1,000万円以下 ②一定の不動産(家族が居住する不動産など)以外の固定資産を有しない	3,750円
生活保護世帯	0円	生活保護世帯	0円

#### 2. 入所施設・グループホーム等利用者に対する工賃控除の見直し

工賃引上げに対する意欲を高めるため、入所施設利用者について工賃控除を見直すとともに、グループホーム・ケアホーム利用者に対しても、工賃控除が創設されました。

改正前		改正後（平成19年4月1日）	
サービス内容	制度内容	サービス内容	制度内容
入所施設	定率負担について、工賃が年間28.8万円まで手元に残るよう工賃控除を行うが、実費負担(食事・光熱水費)は、工賃の半額を負担(最大月1.7万円まで)	入所施設	工賃が年間28.8万円(これを越えた部分の30%を含む)までは、定率負担と実費負担(食事・光熱水費)共に負担が一切かからないよう、工賃控除を徹底
グループホーム・ケアホーム	工賃額に関らず、月3,000円の定額控除	グループホーム・ケアホーム	入所施設と同様に年間28.8万円まで工賃控除を導入

問合せ 障害福祉課障害者支援係

# 市役所の土・日窓口開庁実施中

市では、仕事などで平日に市役所に来庁できない方などのために、土・日窓口開庁を行っています。土・日曜日の窓口開庁を行う課と主な取扱い業務は次のとおりです。

## 窓口開庁時間

午前8時30分～午後5時15分（正午～午後1時を除く。受付は午後5時まで）

※土・日曜日は、正午から午後1時までの間、業務の取扱いができませんのでご了承ください。

※土・日曜日が祝日と重なった場合も、開庁していません。ただし、土・日曜日以外の祝日と12月29日～1月3日は開庁していません。

※土・日曜日の窓口業務については、平日の業務と同様には取り扱えないものもあります。詳しくは各担当課に確認してください。

## 市民課

■ 転入・転出・転居などの住民異動届の受付（証明書を即日発行できない場合があります。）／■ 住民票の写し、印鑑登録、戸籍謄本・抄本などの各種証明書の交付／■ 印鑑登録、廃止の申請／■ 戸籍届出の受領／■ 住民基本台帳カードの発行／■ 自動車臨時運行の許可（市内在住者のみ）／■ 母子健康手帳の交付

## 課税課

■ 市・都民税申告書の受付／■ 固定資産税の土地・家屋価格等縦覧帳簿の縦覧（4月から5月末まで）／■ 固定資産課税台帳の閲覧／■ 市・都民税の課税（非課税）証明書の交付／■ 原動機付自転車および小型特殊自動車の登録・廃車／■ 固定資産課税台帳記載事項証明書の交付（評価証明書などを含む）／■ 地籍図の閲覧、写しの交付／■ 償却資産の申告受付

## 納税課

■ 収納窓口事務（市・都民税、固定資産税・都市計画税、軽自動車税、国民健康保険税、介護保険料）／■ 納税証明書の交付（市・都民税、固定資産税・都市計画税、軽自動車税、国民健康保険税）／■ 納付書の再発行、納税相談

## 保険年金課

■ 国民健康保険、老人保健、国民年金の加入、喪失手続（住民異動届の手続きが完了しない場合や、関係機関への確認が必要な場合は、後日の対応）／■ 療養費、高額療養費、出産育児一時金、葬祭費の支給申請の受付／■ 高額療養費、出産育児一時金の貸付申請の受付／■ 国民健康保険被保険者証や各種受給者証の再発行／■ 年金の免除（一般・学生特例）、年金手帳再交付申請の受付／■ 年金受給者の住所変更届のはがきの交付（国民年金・厚生年金用）

## 社会福祉課

■ 生活保護に関する相談／■ 民生・児童委員に関すること

## 障害福祉課

■ 身体障害者手帳、愛の手帳、精神障害者保健福祉手帳に関する手続きなど  
／■ 各種手当、助成制度の申請受付  
／■ 自立支援給付などの申請受付

## 高齢福祉介護課

■ 高齢者の総合的な相談に関すること  
／■ 高齢者福祉サービスの相談、申請に関すること  
／■ じゅらく苑、いこいの里利用者証の発行  
／■ 配食サービス利用券の販売  
／■ 要介護認定申請の受付  
／■ 介護保険給付申請の受付  
／■ 介護保険サービス利用者助成申請の受付

## 児童青少年課

■ 学童クラブ入所申請の受付  
／■ 育成料の納付受付

## 子育て支援課

■ 児童手当、児童育成手当、児童扶養手当の申請受付  
／■ 乳幼児医療費助成制度、ひとり親家庭医療費助成制度の申請受付  
／■ 乳幼児シヨートステイ申請の受付

## 保育課

■ 保育園入園申請の受付  
／■ 保育料の納付受付  
／■ その他保育関係の相談

## 会計課

■ 市の税金、上下水道料および保育料などの使用料の納付受付

※納付の際は、必ず納入通知書をお持ちください（納入通知書がないと取り扱えません）。

※国民年金、都税、国税、他市の税、給食費などの収納金については取り扱えませんので注意してください。  
※水道事務所では、上下水道料金の納付はできませんので注意してください。

## 教育総務課

※土・日曜日に限り1階で受け付けます。  
■ 転入学届、入学願書（外国籍児童・生徒）の受付（これらの届出については、後日、学校での手続きが必要となりますので、あらかじめご了承ください。）  
／■ 学区変更を伴わない住所および氏名などの変更届の受付

市役所の土・日窓口開庁以外にも次の相談事業を実施しています

■ 法律相談・教育相談 土・日曜日の相談業務は、事前の予約が必要です。詳しくは各担当課へ問い合わせてください。

問合せ 法律相談：広報広聴課／教育相談：教育相談室

※法律相談の実施日は広報はむら（毎月1日号）をご覧ください。

■ 子育て相談 直接お越しください。

□ 中央児童館：土曜日午前9時～正午

☎ 554-4552

□ 東児童館：日曜日午前9時～正午

☎ 570-7751

# 男女が自分らしくいきいきと暮らせる「はむら」

## 自分らしくいきいきと暮らせる「はむら」 「羽村市男女共同参画推進条例」 4月1日施行

市では、男女が対等な立場で社会のあらゆる分野の活動に主体的に参画することができ、共に責任を担い合い、自分らしくいきいきと暮らせる男女共同参画社会の実現をめざして、「羽村市男女共同参画推進条例」を制定しました。

### 条例の目的

この条例は、基本理念を定め、市、市民、事業者などの責務を明らかにし、市の施策の基本的事項を定めることで、男女共同参画施策を総合的・計画的に推進し、男女共同参画社会の実現をめざします。

### 条例の基本理念

- 男女が個人として尊重され、性別による差別的取り扱いを受けることなく、その能力を発揮する機会が確保されること
- 性別による固定的な役割分担などを反映した社会の制度や慣行が、男女の活動の選択に影響を及ぼすことのないよう配慮されること
- 男女が、社会の対等な構成員として、あらゆる分野の活動の方針の立案、決定に共同して参画できる機会が確保されること
- 男女が、相互の協力と社会的支援のもとに、家庭生活における活動とそれ以外の活動を両立できるようにすること
- 男女共同参画社会の形成の促進は、国際的協調のもとに行われること

市では、今後、広報活動、学校教育や生涯学習などの機会を通じて、基本理念に関する市民や事業者などの皆さんの理解を深めるよう努めていきます。

※条例の全文は、市ホームページ、市役所市政情報コーナー、図書館でご覧いただけます。

あなたの力を貸してください！

## フォーラム実行委員募集

男女共同参画都市宣言10周年記念事業として実施するフォーラムの企画・運営を行っていただきます。

**募集人員** 20人程度  
**応募資格** 男女がともにいきいきと暮らせるまちづくりに関心のある方

**任期** 6月～平成20年2月ごろ  
**実行委員会開催時間** 平日午後7時～9時（11回程度）

## ウィーブ編集委員募集

男女共同参画情報誌ウィーブの企画・編集に携わっていただく編集委員を募集します。

**募集人員** 5人程度  
**応募資格** 男女がともにいきいきと暮らせるまちづくりに関心のある方

**応募方法** 氏名・連絡先などを、電話・ファクスまたはEメールで企画課へ

**応募締切** 5月21日(月)

**申込み・問合せ** 企画課企画担当

FAX 554-2921 ☒ s101000@city.hamura.tokyo.jp

※詳しくは問い合わせてください。



## 福祉



### 心身障害者福祉手当・難病患者福祉手当を支給します

4月下旬に、心身障害者福祉手当・難病患者福祉手当を受給されている方の指定口座にそれぞれ振り込みます。確認してください。

問合せ 障害福祉課障害福祉係

### 重度身体障害者（児）訪問入浴サービスを始めました

在宅で生活している身体障害者手帳1・2級をお持ちの方で、他の制度による入浴サービスが利用できない場合、訪問による入浴サービスを提供します。

問合せ 障害福祉課障害者支援係

## 保険・年金



### 国民年金の手続きを忘れずに

■退職された時 20歳以上60歳未満で厚生年金・共済年金に加入している方が退職した時は、国民年金への加入手続きが必要です。同時に、扶養している配偶者の方も変更手続きが必要

になります。手続きは、保険年金課高齢医療・年金係で受け付けています。

■同一月内に再就職した時 再就職先の年金制度の加入となります。手続きは、勤務先の会社などが行います。

■退職後、配偶者の扶養になる時

配偶者の勤務先の会社などが扶養認定し、変更手続きを行います。

問合せ 立川社会保険事務所 ☎042-1523-10352 / 羽村市保険年金課高齢医療・年金係

金課高齢医療・年金係

### 老人医療費助成制度 は6月30日で終了します

制度終了までに、対象のすべての方の資格がなくなります。お持ちの医療証の有効期限を確認してください。

7月1日から、6月までの医療助成費の支払いの請求窓口などが東京都に変わります。各種請求等手続(\*)が済んでいない方は、早めに手続きをしてください。

(\*)各種請求等手続 ○医療助成費支給申請(医療証の有効期限内に、福を

取り扱っていない医療機関で受診した場合などは、一度本人が自己負担分を支払い、後日申請をすることで補助

成分の支払い戻しを受けることができます。○高額医療費支給申請

○氏名・住所・保険などの変更 など  
手続先・問合せ 保険年金課保険係

### 温泉センター割引利用券を配付しています

東京都国民健康保険団体連合会では、国民健康保険の加入者に保険施設の利用券を配付しています。

羽村市の国民健康保険に加入している方は、「温泉センター割引利用券」をお渡しします。ぜひ利用してください。

■檜原温泉センター「数馬の湯」

利用期間 平成20年3月31日まで

所在地 檜原村2430

電話 598-6789

■奥多摩温泉「もえぎの湯」

利用期間 平成20年3月31日まで

所在地 奥多摩町氷川119-1

電話 0428-82-7770

※いずれの施設も月曜日定休。祝日の場合は翌日火曜日。年末年始の休館日については直接確認してください。

割引券利用料金 小学生200円・中学生以上400円

※先着順で配付します。

※国民健康保険証を確認します。必ず持参してください。

※両施設とも別途入湯税(12歳以上1

人50円)がかかります。

※宿泊はできません。

※利用時間などは、利用券に記載して

あります。

問合せ 保険年金課保険係

## 税金



### 税金の納め忘れはありませんか

納税は 明日とは言わず 今日のうち

平成18年度の税金の納め忘れがある方は、大至急納付してください(5月31日)を過ぎると納付書は使えません。

納付書をお持ちの方

次の金融機関で取り扱っています。

西多摩農業協同組合本・支店 / みずほ銀行本・支店 / 三菱東京UFJ銀行本・支店 / 三井住友銀行本・支店 / りそな銀行本・支店 / 埼玉りそな銀行本・支店 / 東京市民銀行本・支店 / 中央三井信託銀行本・支店 / 西武信用金庫本・支店 / 青梅信用金庫本・支店 / 多摩信用金庫本・支店 / 東京厚生信用組合本・支店 / 大東京信用組合本・支店 / 中央労働金庫本・支店 / 郵便局(東京都、

神奈川県、千葉県、埼玉県、茨城県、栃木県、群馬県および山梨県) / 東京都信用農業協同組合連合会および市内の各連絡所(羽村駅西口・小作台・三矢会館)

納付書をお持ちでない方

市役所納税課で納められます。

※土・日曜日午前8時30分から午後5時まで開庁しています(正午〜午後1時を除く)。

問合せ 納税課納税担当